○ 銀行法施行令(昭和五十七年政令第四十号)

3				2 第	
	一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	に定める日以外の日 の当該特定銀行代理行為を行う施設以外の施設を含む。) 前項の当該特定銀行代理行為を行う施設以外の施設を含む。) 前項同じ。)を行わない営業所等(特定銀行代理行為を行う営業所等第一項に規定する特定銀行代理行為をいう。以下この号において	特定銀行代理業者の特定銀行代理行為(法第五十二条の四十六	当該営業所等の休日とすることができる。 当該営業所等の休日とすることができる。 当該営業所等の休日とすることができる。	
(新設)	(新設)		(新設) は、前項に定める日以外の日を休日とすることができる。	業所又は事務所の当該特定銀行代理行為を行う施設以外の施設を含常十六条の七 (略) (特定銀行代理業者の休日) (特定銀行代理業者の休日) 現に規定する特定銀行代理業者をいう。)の特定銀行代理行為をいう。)の特定銀行代理行門である日のほか、特定銀行代理業者をいう。)の特定銀行代理行門である行うでは、 (特定銀行代理業者の休日) 現 行	

-----日とするときは、その旨を当該営業所等の店頭に掲示しなければな

らない。

第十七条の四次に掲げる長官権限は、申請者(法第五十二条の三十年)に表の六十一第二項の規定により銀行代理業者とみなされた銀行等にる営業所等」という。)の所在地を管轄する財務局長(当該所在たる営業所等」という。)の所在地を管轄する財務局長(当該所在たる営業所等」という。)の所在地を管轄する財務局長(当該所在たる営業所等」という。)の所在地を管轄する財務局長(当該所在たる営業所等」という。)の所在地を管轄する財務局長(当該所在たる営業所等」という。)の所在地を管轄する財務局長(当該所在たる営業所等」という。)の所在地を管轄する財務局長(当該所在たる営業所等」という。)の所在地を管轄する財務局長(当該所在によりに関する。とだし、第七号及び第八号に掲げる権限は、金局長)に委任する。ただし、第七号及び第八号に掲げる権限は、金局長)に委任する。というによりは関する。

一~三 (略)

五~十 (略)

2~5 (略)

第十七条の四 次に掲げる長官権限は、申請者(法第五十二条の三十第十七条の四 次に掲げる長官権限は、申請者(法第五十二条の四 次に掲げる長官権限は、申請者(法第五十二条の四 次に掲げる長官権限は、申請者(法第五十第十条の四 次に掲げる長官権限は、申請者(法第五十第十十条の四 次に掲げる長官権限は、申請者(法第五十二条の三十次に対し、第七条の四 次に掲げる長官権限は、申請者(法第五十二条の三十第十七条の四 次に掲げる長官権限は、申請者(法第五十二条の三十第十七条の四 次に掲げる長官権限は、申請者(法第五十二条の三十第十七条の四 次に掲げる長官権限は、申請者(法第五十二条の三十第十七条の四 次に掲げる長官権限は、申請者(法第五十二条の三十第十七条の四 次に掲げる長官権限は、申請者(法第五十二条の三十第十七条の四 次に掲げる長官権限は、申請者(法第五十二条の三十第十七条の四 次に掲げる長官権限は、申請者(法第五十二条の三十第十七条の四 次に掲げる長官権限は、申請者(法第五十二条の三十年)に対しては、100円では、100円

一~三 (略)

四 法第五十二条の四十二第一項の規定による承認

2~5 (略)